

第2部

基本計画

第1章 政策展開の基本方向

- 1 人が輝くいばらきづくり
- 2 活力あるいばらきづくり
- 3 住みよいいばらきづくり

第2章 地域づくりの基本方向

基本計画策定の趣旨

基本計画は、第1部で示した『いばらきの目指す姿』の実現に向け、平成32（2020）年度までの5年間における基本的な方向や具体的な取組などを示すものであり、推進すべき政策や施策、取組などを、3つの目標別に整理した『政策展開の基本方向』、各地域の特性と課題に対応して地域づくりの考え方などを整理した『地域づくりの基本方向』の2つの章で構成しています。

基本計画の構成

政策展開の基本方向（第1章）

【趣旨】

政策展開の基本方向は、『いばらきの目指す姿』で示した『3つの目標』に対応する政策分野のもとに、今後5年間に着実に推進すべき施策や取組などを体系的に整理したものです。

【構成】

『3つの目標』のもとに、合計12の「政策」を置き、現状と課題を整理した上で、「政策」を構成する合計56の「施策」を設けています。

各政策では、平成62（2050）年を見通した目指すべき「将来像」や「現状と課題」、「県民の意見」を示すとともに、将来像の実現に向けた「政策を構成する施策」を整理しています。

各施策では、今後5年間の県の「主な取組」と所管する担当部局を示すとともに、みんなで“いばらきづくり”に取り組むため、「各主体に期待する役割」を示しています。

また、政策や施策の目指すべき水準をわかりやすく示すため、合計192項目の数値目標を設定し、政策や施策の成果等を毎年度分析・評価する基準とするとともに、施策や事業の改善にも活用します。

地域づくりの基本方向（第2章）

【趣旨】

地域づくりの基本方向は、『いばらきの目指す姿』や『政策展開の基本方向』を踏まえ、それぞれの地域特性に応じて、各地域において今後5年間に重点的に取り組むべき地域づくりの基本的な考えや方向などを示すものです。

【構成】

「目指すべき地域の姿」と「地域づくりを推進していくための視点」を整理した上で、県土を6つの地域に区分し、それぞれの「将来像と主な取組」を示すとともに、広域的な連携を図る「ゾーンを横断する取組」についても示しています。